

令和3年2月28日（日）は、山都町長選挙の投票日です。

選挙期日の告示日、選挙期日（投票日）等

山都町選挙管理委員会では、任期満了に伴う山都町長選挙を次のとおり執行することに決定しました。この選挙は、町民の代表を選ぶ大切な選挙です。一票の重みを再確認し、棄権しないで、必ず投票しましょう。

■告示日 令和3年2月23日（火）※立候補届出受付日

■投票日 令和3年2月28日（日）

■投票時間 午前7時から午後6時まで

■投票場所 町内18カ所（入場券で確認をしてください）



選挙権年齢は「18歳以上」です！

■この選挙で投票できる人■

平成15年3月1日以前に生まれた方で、令和2年11月22日以前に山都町の住民基本台帳へ登録され、引き続き居住されている方が投票することができます。

他の市区町村からの転入者については、この日までに転入届出を行った人です。

ただし、その後町外へ転出されている場合は投票できません。

※ 令和3年2月22日現在で選挙権の欠格事項に当てはまる人も、投票できません。

投票日に投票所に行くことができない場合は…

◇期日前投票

投票日に、仕事や旅行などの予定がある人や、病気やケガなどで投票所に行くことが難しい人などは、投票日前に投票することができます。

◇不在者投票

選挙期間中、出張や旅行などにより、山都町外に滞在している人は、その滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票日前に投票することができます。その他、指定する病院や老人ホームなどの施設に入院（所）している人で、一定の事由に該当する人は、施設の管理者に申し出て、施設で投票することができます。



◇移動支援

一部の地域を対象に期日前投票所及び投票日当日の投票所までの移動支援を行います。運行時間、ルート等については、広報やまと1月号、町ホームページ等でお知らせします。

「山都町長選挙」立候補予定者説明会

立候補を予定している方を対象に、立候補予定者説明会を次のとおり開催します。立候補手続き、選挙運動の注意事項等について説明をしますので、必ず出席してください。

◆とき 令和3年1月20日（水）午前10時から

◆ところ 山都町役場本庁 2-2会議室

◆内容 立候補届出・選挙公営・選挙運動などに関する説明

◆対象者 立候補予定者1人につき3人まで出席できます。

◆その他 立候補に必要な関係書類一式をお渡しします。

◆持参するもの 筆記用具・印鑑

◆立候補できる方 投票日において満25歳以上の方

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

選挙の有無にかかわらず、政治家（立候補予定者、候補者、現に公職にある者）が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。

有権者が求めてもいけません。

禁止されている寄附の例

- × お中元・お歳暮
- × 落成式・開店祝等の花輪
- × 病気見舞
- × 入学祝・卒業祝
- × お祭りへの寄附・御樽・差入
- × 親族等が代理で出席する場合の葬儀の香典
- × 地域の運動会・スポーツ大会への御樽、飲食物の差入
- × 葬儀の花輪、供花
- × 親族等が代理で出席する場合の結婚式の結婚祝
- × 集落の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入



問合せ先 選挙管理委員会事務局 ☎72-1111